

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産商工本部 畜産課

法令名	佐賀県獣医師修学資金貸与条例	法令の番号	平成5年 第17号				
不利益処分の種類	貸与の廃止	根拠条項	第6条				
処分基準	<p>知事は、貸与生が第3条各号に該当しなくなり、又は貸与生として適当でないと認められるに至ったときは、修学資金の貸与を廃止する。</p> <p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卒業後指定機関において獣医師の業務に従事しようとする者であること</li> <li>○ 心身が健全で学力が優れていること</li> </ul>						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	畜産課	交付機関	畜産課	目次
	2 弁明の機会の付与	処理機関		交付機関			